

仙台南陽会会則

(名 称)

第1条 本会は、仙台南陽会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の親睦融和を図るとともに、会員と南陽市が連携し、相互の発展に寄与するものとする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦融和に関すること。
- (2) 会員と南陽市の相互連携に関すること。
- (3) 会員の募集に関すること。
- (4) その他、目的達成に関すること。

(会員及び会費)

第4条 会員は仙台市または近隣市町村に在住する南陽市出身の方、南陽市ゆかりのある方及び南陽市を応援してくださる方とし、次の2種とし、入会費及び会費は無料とする。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同し、入会した個人及び法人会員
- (2) 協賛会員 この会の事業を協賛する者で、入会した個人及び法人会員

(役 員)

第5条 本会には次の役員を置き、会長は総会において選出する。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 会長 1名
- (3) 副会長 2名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 監事 2名
- (6) 顧問 若干名

- 2 名誉会長は、南陽市長とする。
- 3 副会長、幹事、監事は会長が指名し、総会で承認を得るものとする。
- 4 会長は、幹事の中から幹事長及び会計を指名する。
- 5 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 6 役員に欠員が生じた場合は次の総会において選出または承認を得るものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第6条 会長は会の代表として会務を総括し、総会及び役員会の議事進行を行う。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
- 3 幹事長は、監事を総括する。
- 4 会計は、会の出納に関する事務を行う。
- 5 幹事は、会務を執行する。
- 6 監事は、会計を監査する。

(役員会)

第7条 役員会は役員で構成し、会長が必要と認めたとき開催する。

- 2 役員会における議決は、出席者の過半数による。

(総会)

第8条 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に総会を招集することができる。

- 2 総会の議事は、出席会員の過半数の賛成を得てこれを決定する。
- 3 総会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 事業に関すること。
 - (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 役員の選任に関すること。
 - (4) 予算、決算に関すること。
 - (5) その他必要な事項

(入会・退会)

第9条 会に入会するときには、入会申込書（様式1）を、退会するときは退会届（様式2）を会長に提出するものとする。

(会計年度)

第10条 本会の経費は、寄付金その他の収入を持って充てる。

- 2 会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 3 本会の収支決算は、役員会及び総会において報告し、承認を得るものとする。

(雑則)

第11条 この会則に定めるもののほか、本会の事業運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1. この会則は、平成31年2月16日から施行する。